

徳川史料「披露口」について

江戸幕府の年中行事は大名・諸士に対する定例の将軍拝謁日を中心に構成されていました。

年始の三箇日

八朔 二八月朔日（一日）〔天正一八年、東照公初めて江戸城に入る〕

五節句 二八日〔正月七日〕、上巳〔三月三日〕、端午〔五月五日〕、

七夕〔七月七日〕、重陽〔九月九日〕

嘉祥 二六月十六日〔元龜三年、東照公三河で難を免れたことによる〕

玄猪 二十月初亥日

月次御礼 二毎月朔日、十五日、二十八日を基本とする

この他、相続・叙任・参勤交代などの際にも、大名・旗本らの拝謁が行われました。

将軍の面前で大名の名前はどのように披露されていたのでしょうか？

この興味深い問題に答えてくれる古文書が東京都公文書館に残されている「披露口」という史料です。（口二とば）

大名らが将軍に拝謁する際にその取り次ぎに当たり、儀礼を円滑に司ったのは、「奏者番」（読みは、そうじゃばん／そうしやばん）という役職の者でした。この「披露口」は奏者番による披露方法の覚書と考えられます。将軍や大名らの関係を確認する大切な儀礼の場、それはこの場を取り仕切る奏者番にとって失敗の許されない緊張の局面だったでしょう。そのため、読み間違いのないよう、披露の方法、複数の読み方がある姓の確認などが書き留められたのです。

これを見ると江戸城中で大名らがどのように紹介されていたか、どのように発音されていたかが明らかにになります。

江戸幕府の「奏者番」について

江戸幕府で大名が就任する役職の一つに、「奏者番」があります。「奏者番」についてはあまり知られていませんが、奏者番を務め寺社奉行（兼任）・若年寄・側用人・大坂城代・京都所司代等を経て老中に昇るケースも多く、老中を目指す若いエリート大名の登竜門でした。

奏者番は比較的小禄であるが家柄のきちんとした譜代大名の中から選ばれ、定員は当初（慶長年間）五名でしたが、のち二十名から三十名程度に増員され、交代制で江戸城に登城しその役目を務めました。奏者番の平均年齢は三十代前半ですが、常に将軍近くで仕事をする大変重要な、栄誉な役職でした。また、その中でも優秀な者四名が寺社奉行を兼任しました。

奏者番の職務としては、江戸城内での武家の礼式の進行の一切を司る

- ① 将軍に諸大名等が拝謁する時の名前（※注）の読み上げ
- ② 諸大名からの献上品の披露、また将軍からの下賜品の伝達
- ③ 祝賀・拝賀の時、将軍の代わりに礼を受ける
- ④ 将軍の仏事や御三家の法会の代参
- ⑤ 江戸城で大名が元服する時、将軍の前での礼儀作法の指導 等。

※国主クラスの大名の場合は老中が読み上げる等、分担がありました。

※拝謁者の名前は①「苗字」＋②「名」（国名、または百官名〔中務・民部・左衛門・内蔵・主税等官職名をとってつけた通称〕＋③「下司」の三つに分けられます。

- 例えば「浅野内匠頭」であれば、①「苗字」に相当するのが「浅野」、②「名」に相当するのが「内匠」、③「下司」に相当するのが「頭」。また「大岡越前守」であれば、①「苗字」に相当するのが「大岡」、②「名」に相当するのが「越前」、③「下司」に相当するのが「守」。

①上

一 天保二辛卯年七月朔日、米津伊勢守披露、間部下総守相勤候處、苗字唱方の儀に付、加賀守殿被仰聞候趣も有之候間、一同申談の上、下総守より御内慮相同候處、都而仕來の通り可相心得旨被仰聞候に付、猶亦一同談の上、是迄御礼衆仕來の唱方、自分取調候様に評決有之候間、先、万石以上の方出来候付、同十二月十一日自分一名の廻章にて相廻、其餘の儀は追て出来次第相廻し候積に候、勿論御内慮伺面等巨細の儀も有之候得共、是は別に廻章留に記置候間

①下

略之、尤一統へ相廻し候方は只苗字而已認にて差出候、左に記置候は全く自分心得までに取調置候事

②上

○万石以上披露口

一 月次四品以上名披露、下司不申候、乍去、陸奥守・摂津守・紀伊守は下司附申候、百官名も下司不申候、造酒正市正は其俣申候、

但無官縫殿介・内蔵介杯も介を

申候

一 御暇の節は誰人にてても下司不申候、

苗字名計

一 参勤其外御禮の面々は苗字

名下司ともに申候

一 節句に罷出候御禮衆披露苗字

名下司ともに申候

②下

一 紀伊守
一 摂津守
一 弾正大弼
一 弾正少弼
一 中務大輔
一 民部大輔
一 宮内大輔
一 式部大輔
一 兵部大輔
一 大蔵大輔
一 中務少輔
一 民部少輔
一 宮内少輔

③上

一 式部ノ少輔一 兵部ノ少輔一 大蔵ノ少輔右之通、惣てセウと計りほか申之、セウ

ユウとは不申候、尤大輔はタユウと申候

趣、先格留類に記し有之候所より何故に

セウと計りほか唱候哉と段々取調候處、一 躰少輔はセフフにてフのランとなえ(音)は中にこもる故にセフと唱候となえ、已に京師けいしにては少輔セフと唱候となえ、大輔たいふを通俗せうふイをフに加え大輔と云、其の大輔たいふに習て少輔せうふ

と申来候間、為念右之趣此處に

記置候事

③下

一 左兵衛督サヒヤウエノカミ一 内膳ノ正一 主水ノ正一 采女ノ正一 主膳ノ正一 造酒ノ正一 市正ノ正一 彈正忠ダンシヤウノテウ一 左衛門尉サエモンノシヤウ一 左衛門佐ノスケ一 左近将監ノ一 右近将監ノ一 主税頭ノ頭何々何々カミ
督

堀田豊前殿留書大和殿写には、ジと有之

一 東市正トウノカミ

但天保十五（年）四月廿五日、當番方淡路守殿より
東市正披露儀先例無之に付、伊勢守殿へ
以友阿弥相同候處、東市正と可致披露旨廻
状追而に申来

前田マエダ

右はマエダに可有之處、兎角
マイダと唱候人々有之候處
より、同役衆の内不後生候儀
有之候に付、前田大和守へ相尋
候の処マエダの旨に付、為念
此処へ掛紙致置候事

三宅ミヤケ 松浦マツウラ 山内ヤマウチ 増山マシヤマ 安部アベ 米倉コメクラ 米津コメツ 建部タケベ

阿一アヒツ 朽木クシキ 嶋津シマツ

監物と計
申候事

水野越前守殿家にて正徳

元（年）十二月廿二日若年寄、同四（年）九
月六日所司代、享和二（年）九月廿七日
老衆 ト保トモ
右は自分為見合記し置

正徳二辰年四月十四日水野監物大
監物と御改被仰出候節、常不相唱
候得共、為心得被仰聞候由、大久保加賀守殿
當番本多弾正少弼へ被仰聞候由、廻状
に申来

一 御禮衆の内、年始の御禮の分、先

例二月中に候得共、御年頭を附け致
御披露候得共、三月に相掛り候節は年頭
を抜き御披露致し候、尤兼て致規定
候事故、申達候に不及候へとも、為念專
阿弥迄はな断置候趣に、文化四年三月十五日
内藤豊前守助番の手留に有之、ふと
見當り候間、自分心得までと此処へ
記置候事

（以下略）